

ポイントの  
即時交換  
が可能に！

# グリーン住宅ポイント制度 が閣議決定されました！

※ 本制度の実施は、予算成立が前提となります。掲載内容には変更の可能性があることをご留意ください。

制度の詳細につきましては国土交通省のHPもご確認ください。[https://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000974.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000974.html)

## 1.制度の目的・概要

高い省エネ性能の住宅取得者等に対して「新たな日常」等に対応した商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、住宅投資を喚起し、新型コロナウィルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

## 2.制度の特長

1. ポイントの「即時交換」が可能になります。※即時交換は対象となる追加工事に限定されます。
2. リフォームで最大30万ポイント発行されます。（一部特例あり）
3. ポイントの特例で最大100万ポイント発行されます。（新築）
4. 新築賃貸住宅が対象となりました。

## 3.ポイントの発行

令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームや既存住宅の購入等が対象。

分類	対象住宅	発行ポイント	
		基本の場合	特例の場合
住宅の新築 (注文・分譲)	①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
	②省エネ基準に適合する住宅	30万Pt/戸	60万Pt/戸
◆特例の場合のポイント加算（以下のいずれかに該当）			
①東京圏から移住※1するための住宅		②多子世帯（18歳未満の子供3人以上）が取得する住宅	
③三世代同居仕様である住宅		④災害リスクが高い区域から移転するための住宅	
分類	対象住宅	発行ポイント	
		10万Pt/戸	
住宅の新築 (賃貸)	・高い省エネ性能を有する1戸あたりの床面積 40m <sup>2</sup> 以上の住宅 ※2戸以上。分譲住宅や賃貸住宅の所有者の居宅が 含まれる建築物、店舗併用の建築物は対象外。	10万Pt/戸	
住宅の リフォーム	①省エネ改修（開口部の断熱改修、外壁・屋根・ 天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置） (いずれか必須) 太陽熱利用システム、節水型トイレ、 高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓	5万Pt以上30万Pt/戸 ※若者・子育て世帯によるリフォーム や一定の既存住宅の購入に伴う リフォームの場合は上限を引き上げ 最大60万Pt/戸	
	②耐震改修、バリアフリー改修等（任意）		
既存住宅の 購入 (持家)	①東京圏から移住※1するための住宅	30万Pt/戸	
	②災害リスクが高い区域から移転するための住宅 ③空き家バンク登録住宅 ④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	※住宅の除却を伴う場合は 45万Pt/戸	
		15万Pt/戸	

※1東京圏から移住：一定期間、東京23区内に在住又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 条件不利地域を除く)に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏(条件不利地域を除く)以外への移住

## 4.即時交換対象工事

ポイントの「即時交換」は、下記の追加工事に限定されます。

※対象工事についての詳細は  
今後国交省HP等で公開される予定です。

	追加工事要件	追加工事の例
①「新たな日常」 に資する 追加工事	1)ワークスペース設置	・リビング、ダイニング、寝室等へのワークスペース設置(間取り変更、増築) ・共用ワークスペース(共同住宅)
	2)音環境改善	・開閉可能な間仕切りの設置。 ・製作工事によるカウンター、棚の設置。 ・遮音タイプのドアへの変更。外壁開口部の遮音性向上工事(内窓等) ・内壁の防音工事。吸音、遮音機能のある内装材への変更。 床防音工事(共同住宅)
	3)家事負担軽減	ビルトイン食洗機、掃除しやすいレンジフード、浴室乾燥機、 ビルトイン自動調理対応コンロ、宅配ボックス
②防災に資する 追加工事	1)菌・ウィルスの拡散防止	非接触型水栓、玄関回りの洗面所、立水栓設置、 抗菌・抗ウイルス準備適合建材(壁、床、手すり、ドアノブ等)
	2)換気設備	同時給排気型換気設備、換気・通風機能付き玄関扉
	1)災害対策	屋根瓦、止水板、電気設備移設、感知式ロック機能付吊戸棚、 防災安全ガラス、防災シャッター
	2)停電・断水対策	蓄電池、V2H(戸建住宅)、非常用発電設備(共同住宅) 飲料水貯留システム
<p>＜働き方改革対応＞</p> <p>ワークスペース設置 可動間仕切り壁 ビルトイン食洗器 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 内窓 掃除しやすいトイレ 宅配BOX 防音壁</p> <p>＜感染症予防対応＞</p> <p>非接触水栓 玄関回り洗面 抗菌・抗ウイルス 换気・通風機能付き 建材 同時給排気型換気 玄関扉</p> <p>＜災害・レジリエンス対応＞</p> <p>屋根瓦 止水板 感知式ロック機能付吊戸棚 蓄電池 V2Hシステム 非常用発電設備(共同住宅) 防災安全ガラス 飲料水貯留システム</p>		

## 5.スケジュール

工程	12月	1月	2月	3月	4月	5月
対象物件			令和2年12月15日以降、令和3年10月31日までに契約を締結した住宅			
ポイント発行	(開始時期について、令和3年2月頃公表予定)					
完了報告期限		追加工事にポイントを交換(即時交換)      商品のみにポイントを交換 令和4年1月15日      令和4年4月30日 <small>共同住宅10階以下:令和4年10月31日 共同住宅11階以上:令和5年4月30日</small>				



- #非接触
- #オン・オフ切替え
- #ワークスペース
- #換気対策
- #換気対策
- #暑さ対策
- #湿気対策
- #非対面
- #手洗い
- #除菌・抗菌
- #収納
- #防音
- #防災
- #防犯

#おうち時間幸せに

検索

#家事を楽に

#節水・省エネ

#ニオイ対策

# グリーン住宅ポイント制度の概要

## 1 制度の目的・概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

## 2 ポイントの発行

令和2年12月15日(閣議決定日)から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象

### 住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合*
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万Pt／戸	100万Pt／戸
②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	30万Pt／戸	60万Pt／戸

\* 特例の場合(以下のいずれかに該当)

- ・東京圏から移住※1するための住宅
- ・多子世帯※2が取得する住宅
- ・三世代同居仕様である住宅※3
- ・災害リスクが高い区域※4から移住するための住宅

### 既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万Pt／戸
②東京圏から移住※1するための住宅	(住宅の除却を伴う場合は45万Pt／戸)
③災害リスクが高い区域※4から移住するための住宅	
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt／戸

### 住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合) 全ての住戸の床面積が40m <sup>2</sup> 以上の賃貸住宅	10万Pt／戸

### 住宅のリフォーム(持家・賃貸)

発行ポイント数：1戸あたり上限30万Pt

- 【上限特例①】若者・子育て世帯※5※6がリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引き上げ  
(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万Ptに引き上げ)
- 【上限特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引き上げ

対象工事等	発行ポイント数
断熱改修	ガラス 0.2～0.7万Pt／枚
	内外窓 1.3～2万Pt／箇所
	ドア 2.4, 2.8万Pt／箇所
外壁、屋根・天井又は床	外壁 5, 10万Pt／戸
	屋根・天井 1.6, 3.2万Pt／戸
	床 3, 6万Pt／戸
エコ住宅設備	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器 2.4万Pt／戸
	節水型トイレ 1.6万Pt／台
	節湯水栓 0.4万Pt／台
耐震改修	15万Pt／戸
バリアフリー改修	手すり 0.5万Pt／戸
	段差解消 0.6万Pt／戸
	廊下幅等拡張 2.8万Pt／戸
	ホームエレベーター設置 15万Pt／戸
	衝撃緩和畳の設置 1.7万Pt／戸
リフォーム瑕疵保険等への加入	0.7万Pt／契約

いずれか必須

任意

※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイントを2倍カウント

※上記算定特例を除いた発行ポイント数が5万Pt未満のものはポイントの発行対象外

※1) 東京圏から移住：一定期間、東京23区内に在住又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)(条件不利地域を除く)に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏(条件不利地域を除く)以外への移住

※2) 多子世帯：18歳未満の子3人以上を有する世帯 ※3) 三世代同居仕様である住宅：調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅

※4) 災害リスクが高い区域：土砂法に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法に基づく災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)

※5) 若者世帯：40歳未満の世帯、※6) 子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯

## 3 ポイントの交換対象商品等

・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品

・「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事

※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ